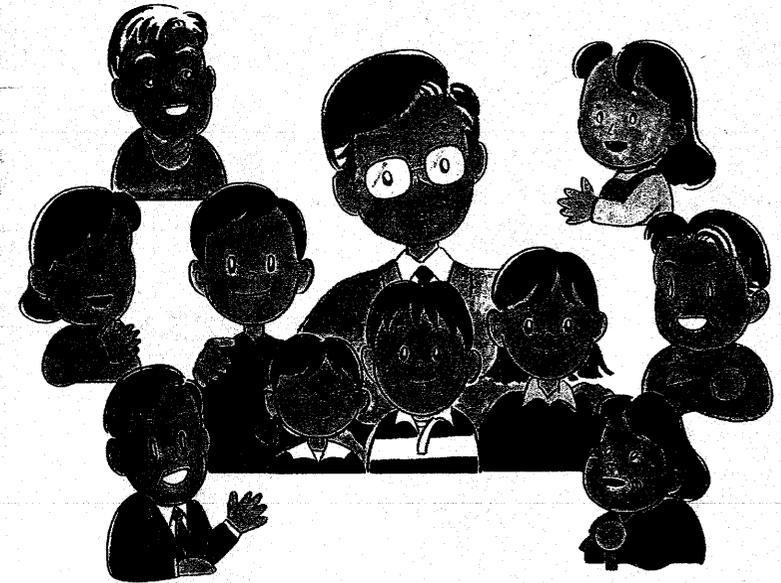


学校評議員と学校評価に関する資料集



資料1—東広島市学校評議員設置要綱	1
資料2—東広島市学校評議員設置要綱の解説	3
資料3—モデル校学校評議員からの主な意見	8
資料4—モデル校校長によるアンケート結果	9
資料5—文部省資料	11
資料6—学校評価の視点（広島大学林孝助教授）	15
資料7—学校評価を進めるために	18
資料8—学校評価の先進事例	31

平成14年3月
東広島市教育委員会

東広島市学校評議員設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域社会に開かれた特色ある学校づくりをめざして、校長が主体となった自主的・自律的な学校経営を推進するために、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和 49 年東広島市教育委員会規則第 8 号）第 35 条の 2 の規定により、東広島市立小中学校に学校評議員（以下「評議員」という）を設置し、必要な事項を定めるものである。

(委嘱等)

第 2 条 各学校の評議員の数は、5 人以内とする。

2 評議員は、当該学校の職員以外で、教育に関する理解と識見を有する者のうちから、校長が推薦し、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱する。ただし、次に掲げる者を評議員に委嘱することはできない。

- (1) 児童生徒
- (2) 国公立の小中学校に勤務する現職の教職員
- (3) 東広島市内の居住者及び勤務者以外の者で、居住地または勤務地が遠方で学校への訪問が困難な者

(任期)

第 3 条 任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育長は、特別の事情があると認めるときは、任期満了前に当該評議員を解嘱することができる。

3 評議員に欠員が生じたとき及び校長が特に必要と認めるときは、定数の範囲内で補充することができる。ただし、その任期は当該年度末までとする。

(役割)

第 4 条 評議員は、校長の求めに応じ、次の事項について個人の立場で意見を述べ、助言を行う。

- (1) 学校の教育活動に関すること
- (2) 学校と家庭や地域社会との連携に関すること
- (3) その他校長の必要と認めること

(秘密の保持)

第5条 評議員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。評議員を退いた後も同様とする。

(評議員の報酬等)

第6条 評議員の報酬は、支給しないものとする。ただし、評議員が校長の求めに応じ、当該学校を訪問する際の旅費は、教育長が別に定めるところにより、教育委員会がこれを負担する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、学校評議員の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

資料2

学校評議員設置要綱の解説

1 学校評議員の選考

学校評議員設置要綱の中では、学校評議員の委嘱について次のように定めている。

(委嘱等)

第2条

2 評議員は、当該学校の職員以外で、教育に関する理解と識見を有する者のうちから、校長が推薦し、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱する。ただし、次に掲げる者を評議員に委嘱することはできない。

- (1) 児童生徒
- (2) 国公立の小中学校に勤務する現職の教職員
- (3) 東広島市内の居住者及び勤務者以外のもので、居住地または勤務地が遠方で学校への訪問が困難な者

学校評議員の推薦は、校長に任されている。校長は、自分の学校経営の理念や方針の具現化のために適切と考える学校評議員の人選を行うことが基本である。

人選にあたっては、一般的には次のような観点と考えられるが、あくまで人選は校長の責任で行うものである。ただし、学校評議員を依頼しようとする人物が、特定の観点で重複するのは避け、それぞれの評議員の特徴が明らかになるほうが望ましい。また、(3)の場合を除いて、選考範囲は校区内に限定されるものではない。

- (1) これからの学校教育の推進について、現状への理解と一定の識見をもつ者
(例) 大学関係者、教育研究者、学校管理職経験者、教育行政経験者
- (2) 各学校の特色や重点的な教育方針についての専門的な知識や経験をもつ者
(例) 国際理解、福祉、情報などの面で専門性を有する者
- (3) 校区の実情に詳しく、地域社会の中で豊富な人間関係をもつ者
(例) 区長、公民館長、民生委員、PTA 役員 OB など
- (4) 学校教育とは異なる企業等民間組織において活躍した経験とマネジメント能力及び広い視野をもつ者
(例) 商工会、農協、各種企業において管理及び経営の立場にあった者
- (5) 学齢児童生徒以外の青少年や幼児等と関わるさまざまな指導経験をもつ者
(例) カウンセラー、他校種教員、幼稚園・保育所長、ボランティア経験者等
- (6) その他、校長が特に信頼し、助言を希望する者

■学校評議員は、あくまで、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものである。学校外からの評議員への自薦・他薦の意見に左右されることなく、当該学校教育の発展及び校長の学校経営に助言できる人材を主体的に選考するべきである。

■推薦予定の者が複数の社会的立場をもつ場合は、評議員としてどの立場での協力を求めるのか、明確にしておく必要がある。

2 人数と任期

学校評議員設置要綱の中では、学校評議員の人数や任期について次のように定めている。

- (1) 各学校の評議員の数は、5人以内とすること。
- (2) 任期は委嘱の日から、その年度末までとし、再任は妨げないこと。

人数を5人以内としたのは、モデル校の評議員数が4～6人であることのほか、次の理由による。

- ・ 評議員の人数が多すぎると、その意見が多岐にわたり、どの意見を学校運営に活用するか判断に迷うケースが予想されること
- ・ 評議員は個人としての意見を述べるものであり、校長が個別に相談できる程度の人数が好ましいこと
- ・ 定数を多くすると、評議員の確保に困難を生じる場合も考えられること

■少人数でスタートし、必要に応じて増員することも、有効な方法である。評議員数は1人でもよいが、モデル校の実践例では、評議員から対立する意見が出されることがあり、その場合、評議員が複数いることにより、校長が双方の意見を聴くことでより適切な意見を選択し学校経営に生かすことができる面もある。

任期を1年間としたのは、次の理由による。

- ・ 校長の転任等に対応できるようにする必要があること
- ・ 任期が長すぎると依頼を受けた評議員にとって負担が大きくなり、結果として人材の確保に影響すること

■地域によっては、学校評議員の立場が過大に受け止められ、人選についての様々な意見が出てくるケースもありうる。任期は1年間であり再任は可能だが、評議員が何回も再任されすぎるとは好ましくない。

3 学校評議員に求めたい意見

学校評議員設置要綱の中では、学校評議員の役割について次のように定めている。

(役割)

第4条 評議員は、校長の求めに応じ、次の事項について個人の立場で意見を述べ、助言を行う。

- (1) 学校の教育活動に関すること
- (2) 学校と家庭や地域社会との連携に関すること
- (3) その他校長の必要と認めること

学校評議員は、校長の求めに応じて意見を述べる立場である。校長が何についての意見を求めるのかを明確にもっておかないと、評議員は自分の役目を果たせない。常に具体的な意見の求め方に留意することが大切である。一般的には、次のようなことについて意見を求めるケースが多い。(学校評議員個人としての学校評価を受けたい項目と重なることが多い)

- (1) 学校教育目標はわかりやすいか、評議員としてその内容に賛同できるか。
- (2) 具体的に示された学校経営方針
- (3) 授業の印象、指導方法への意見
- (4) 学校における児童生徒の印象(社会一般での子どものイメージも含む。)
- (5) 学校における教職員の印象(社会一般での教職員のイメージも含む。)
- (6) 地域における保護者・大人の印象(社会一般での保護者・大人のイメージも含む。)
- (7) 学校の特色として重点的に取り組んでいること
- (8) 学校の情報公開、地域への情報提供の状況
- (9) 学校の自己評価結果
- (10) PTAとの連携、協力の在り方等への意見

このほかにも、例えば次のような実態を公表する中で、より強い関心と参考になる意見も期待できる。

- (1) 児童生徒の学力や学習意欲の実態
- (2) 問題行動やいじめ、不登校の実態
- (3) 定期テスト問題、宿題の量
- (4) 校則
- (5) 校長として教職員へ特に指導している内容

■このような内容を評議員に説明することには、ためらいを伴う場合もあるが、学校評議員には公務員と同様の守秘義務が課せられていること、積極的な実態の公表が評議員の協力に欠かせないことなどを踏まえ、評議員からの質問があった場合には、できる限り実態を伝えるべきである。

また、学校評議員が複数の場合、校長は、学校評議員による会議を開催することができ
る。

学校評議員による会議を開催する場合としては、主に次のようなケースが考えられる。

- (1) 学校経営方針や学校の重点目標、学校の実態等について説明し、共通の認識をもつ
てもらう必要がある場合。個別に説明をしていたのでは、評議員の受け止め方に違
いが出ることもある。
- (2) 年度末にその年度の学校運営の成果や課題を説明する場合
- (3) その他、臨時的に学校評議員への説明が必要になる事態が生じた場合

しかし、学校評議員はあくまで個人としての立場で意見を述べるものであり、評議員全
体としてまとまった意見や助言を行うものではない。また、会議の開催のための日程の調
整が評議員や学校の負担となることも考えられるので、むやみに会議を開催することは、
避けるべきである。

■学校評議員による会議を開催する場所は学校が好ましく、学校からの参加者は例えば次のように決め
ておくことと校務との関連が明確になり、教職員への情報伝達にも有効である。

- ・ 常時参加（校長・教頭・教務主任）
- ・ 必要に応じて参加（研究主任・生徒指導担当者・進路指導担当者）

■学校評議員の中には、学校運営についてほとんど知識をもたない方もあることに配慮し、説明内容や
配布資料については、次のような配慮も必要になる。

- ・ 事前に準備できる資料については、前日までに送付する。
- ・ 教育に関する専門用語は一般にはわかりにくいものが多数あることに気を配り、用語の説明欄
を設けるなどの工夫をすること。

また、学校評議員にとっては、文書による資料よりも、実際に児童生徒や教職員の様子を見たり、意見
を交わしたりすることが、わかりやすい経験になり、参考になると考えられる。随時学校を訪問して
もらい、実態を知ってもらうことが大切である。学校として年間行事予定などを配布し、評議員が訪問ス
ケジュールを検討しやすくする等の工夫も必要である。

4 学校評議員に関する情報公開

学校評議員は報道等でも重ねて紹介され、東広島市として平成14年度に一斉設置する
ことから、一定の関心があるものと予想される。このことを踏まえ、学校評議員の活動
の概要は公開する必要がある。また、学校行事の場や PTA 研修の場に招き、保護者や地域
の人々に紹介する等の工夫もあってよい。

各学校の評議員名については、教育委員会として必要な場合以外は、公開請求があった
場合にのみ公開することとしている。

■学校評議員から出された意見は、あくまで評議員個人の意見であり、そのことについて一般に意見者
を特定されたり、特定の評議員への批判がなされたりするようなことは避ける配慮が求められる。
したがって、評議員の意見は学校外には原則非公開とし、公開する場合も、評議員個人が特定できない
ような配慮が必要である。

5 教職員とのかかわり

学校評議員に対しては、校長として意見を求めることが原則であり、評議員の意見をど
のように処理するかはすべて校長の判断による。なかでも、教職員全体に伝えたい意見が
出された場合、校長としてその評議員の意見を採用するか否かは別として、学校外の意見
の事例として積極的に教職員に伝達し、教職員の意識改革につなげることが重要である。
校長自らの意見として教職員に伝えてもよい。

学校評議員は、学校外の意見を伝えてくれる存在でもある。とくに次のような意見は、
教職員に具体的に紹介する。

- ・ 学校行事や授業参観での感想、意見
- ・ 学校全体に関する意見
- ・ 児童生徒の印象や学校外での情報

教職員への苦情等の意見は、その背景を説明しつつ、「そのような見方もある」実例とし
て積極的に伝えることが大切である。

■あきらかに評議員の誤解による意見がある場合、校長として評議員に適切に説明し、学校改善の努力
や教職員の力量形成の努力等を正しく理解してもらうようきちんと説明しなければならない。また、学
校評議員の意見だけでなく、評議員個人と教職員が直接話し合う機会は、校長の参加のもとで行う等の
工夫がある。

モデル校における評議員からの意見例

評議員の立場	主な意見
地域代表	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設でのボランティア活動を積極的に進めること。高齢者とのふれあいの場をもちたい。心の教育の充実のためにも福祉に目を向けてほしい。 東広島市のキーワードは国際化である。その中から学校周辺の地域の良さを見つけてほしい。 中学校には、卒業生は出入り禁止というイメージがある。生徒指導上の問題もあると思うが、卒業生がこられるような雰囲気のある学校であってほしい。 区長にもっと協力を呼びかけてもよいのではないかと。地域に、学校が考える子どもの課題を教えてほしい。そのうち地域でできることをやっていきたい。 子ども達に夢をもたせることは良いことである。地域の中にも夢を語ることでできる人材はたくさんいる。また、卒業生から話を聞くこともよい影響を与えることと思う。 学校便りは貴重である。区長から回覧する方法もある。 特に学校が目指していることや重点になることは、何度も繰り返し載せていくことで理解してもらえる。 20年間、学校便りをファイルしているが、学校がどう変わっているかが見える。また、歴代の校長の方針や教師の変化が見える。
地域組織代表	<ul style="list-style-type: none"> 心と体にたっぷり栄養を与える学校教育を。本校のよき伝統を守ってほしい。 生活面での厳しい指導が大切である。学習も生活も基礎基本を重視するべきだ。 入学式や卒業式で国歌の歌声が素晴らしい。誇りを持っているように感じる。 学校支援を行う人材の選定にあたっては、学校の方針に添って行うことが必要である。 生徒が挨拶する姿は大変気持ちがいい。先生が一丸となって指導している姿に感銘を受ける。国歌を歌うことは母校を愛する心につながる。 地域の子どもを地域で育てることで、地域のまちづくりを推進していきたい。 高齢者とふれあうことのできる場を作ることが大切だ。地域住民が学校に出入りすることで安全性も高まる。地域とのふれあい行事は、公民館活動へ移すことができればよい。 地域の組織や団体が協力し合って、子どもを育成していきたい。
学識経験者等	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の取組から自分達の学校という意識が高まり、自然に外に発信できるようになると学校が変わる。生徒の意識的な活動で地域への働きかけができるとよい。 学校を支援する人材には大学生も対象に考えてほしい。 校長が思いきって学校経営を進めてほしい。校長がやりやすいように応援したい。校長の意図が職員によく通じ、組織力を発揮できている。 地域からの良いアドバイスについては、誠意をもって返事ができるようにでありたい。地域の意見を学校へ反映できる仕組みを工夫してみてもどうか。
企業役員等	<ul style="list-style-type: none"> 日本の法に従って、しっかりした日本人を育ててほしい。もっと、もっと先生が保護者に遠慮せず指導してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育をもっとしっかりさせたい。学校の教育方針や課題をどんどん地域や家庭に広報し、課題は共有していきたい。 一人一人の子どもが学校に行きたくなるような充実した学校にしてほしい。学校の方針のもとになるところをもっともっと知りたい。 開かれた学校のためにホームページの果たす役割は大きい。つねに更新できる体制作りを。地域組織や施設との交流は年間を通じた計画を共有することが大切。

※校長の求めに応じて意見を述べたものであり、自由発言ではない。

学校評議員モデル校アンケート結果

(モデル校である寺西小学校、御園宇小学校、西条中学校、八本松中学校のそれぞれの校長に対して、平成13年8月の時点で実施したアンケート結果)

1 学校評議員の人選でとくに重視したこと(3つまで回答)

- 学校教育への識見や理解 ●●●●
- 個人の業績や専門性 ●●
- 地域での知名度 ●
- 学校とのこれまでの関係 ●●●
- 組織の代表 ●

2 学校評議員に意見を求める方法でとくに有効だったこと(3つまで回答)

- 評議員による会議の開催 ●●●
- 個別の聞き取り ●●●●
- 授業参観(学校訪問) ●●
- 意見書やアンケートの実施 -
- 行事への参加や出席 ●●

3 学校評議員制度に取り組んで、とくに意義があったこと(3つまで回答)

- 授業や行事などの公開が進んだ。 -
- 学校の説明責任が果たせるようになった。 ●●●●
- 体験活動などの学習活動が充実した。 ●
- 学校外での子どもの状況が把握できた。 ●
- 保護者や地域との連携が深まった。 ●●●
- 保護者や地域からの要望が把握できた。 ●●●

4 学校評議員に提供した情報

(◎一文書配布した学校、○一口頭説明あるいは提示した学校)

学校教育目標等の経営方針に関わるもの	◎◎◎◎
学校要覧や研究紀要	◎◎◎◎
PTA関係の広報誌等	◎◎◎◎
通知表	○
年間指導計画	○○○
週時程表	○
年間行事計画表	◎○○
学校予算表	-
教職員組織や校務分掌	◎◎◎◎

PTA 組織表	○
PTA 規約等	—
児童生徒の生活のきまり	○
校内研修方針や計画	◎◎○○
不登校児童生徒数	○○○○
問題行動・いじめ等の資料	○○○

5 校長としてとくに意見を求めたこと（複数回答）

- ・ 学校教育目標や学校経営方針への感想や意見 ●●●●
- ・ 児童生徒の様子についての感想や意見 ●●●
- ・ 教職員の対応や状況についての感想や意見 ●●
- ・ 特色ある学校への取組みについての感想や意見 ●●●●
- ・ 地域、保護者の状況についての感想や意見 ●●●●

6 学校評議員による学校評価

- ・ すでに実施した。 ●
- ・ 実施予定である。 ●●
- ・ 実施予定はない。 ●

7 学校評議員の意見の教職員や地域・保護者への公開

- ・ 公開した ●（一部）●
- ・ 教職員のみ公開した ●●●
- ・ 公開していない —

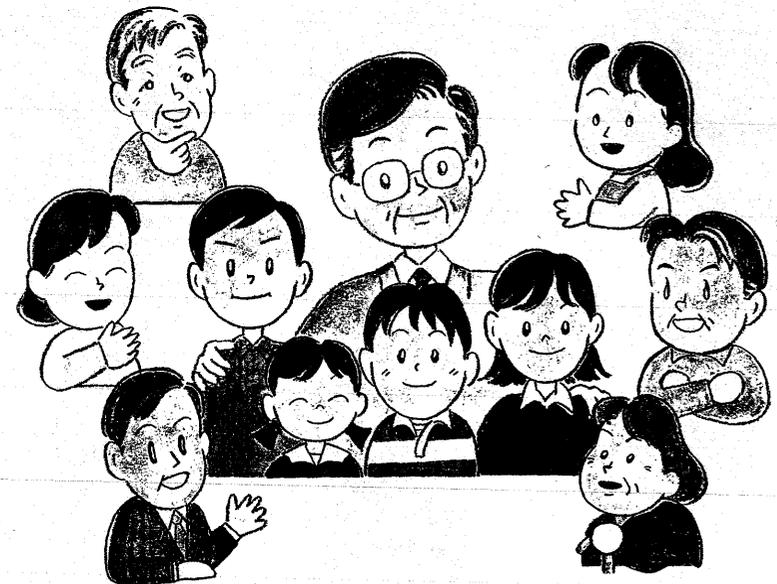
8 学校評議員の意見を生かして取り組んだ事例

- ・ 生徒会や部活動の地域との交流
- ・ 総合的な学習での大学との交流
- ・ コンピュータ整備についての地域からの支援
- ・ プール周りの整備
- ・ 環境教育への取組み
- ・ 安全な学校づくりへの方針
- ・ あいさつ運動の実施、発展
- ・ 情報受信ポストの設置、ふれあいサロンの設置
- ・ 星影の夕べの開催

スタート!

学校評議員

●開かれた学校づくりのために●

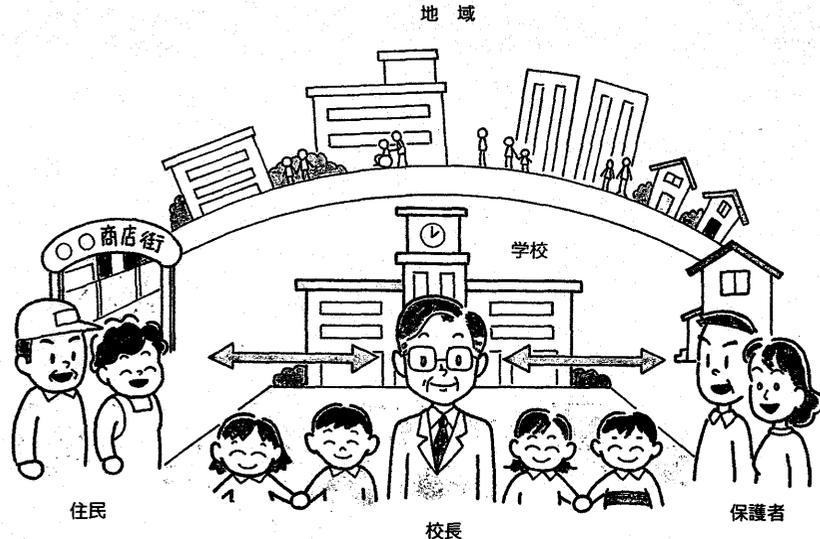


平成12年1月
文部省

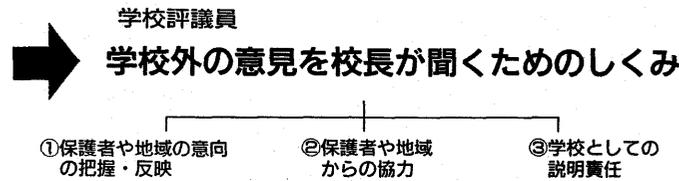
学校評議員が平成12年月からはじまります。

学校評議員とは何ですか？

- 学校評議員は、保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのものです。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができます。



地域や社会に開かれた学校づくり



学校評議員のしくみ

- ① 学校評議員は、教育委員会の判断により学校ごとに置かれます。
- ② 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営について意見を述べます。
- ③ 学校評議員は、教育に関して理解や識見を持つ者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱します。(その学校に勤務する教職員は除かれます。)
- ◎ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園に置くことができます。
- ◎ 私立学校の場合は、学校法人の判断により置くことができ、委嘱についても学校法人が行います。

学校評議員により学校はどう変わるのですか？

- 子どもたちの「生きる力」をはくくみ、健やかな成長を促すためには、地域と一体となった特色ある教育活動や、子どもたち一人一人の個性に応じたきめ細かな指導が大切です。
- 学校評議員は、学校・家庭・地域が手を携えて、よりよい教育の実現を目指すとともに、学校の自主性・自律性を高め、校長が地域の声をさらに一層把握しながら適正に学校運営を行うことを支援していくものです。
- 学校評議員の導入により、例えば次のような地域と連携した教育活動が活発になると期待されます。



● 特色ある学校づくりへの取組

校長が、保護者や地域住民の意見や意向を聞いて、教育方針や計画などを自ら決定し、地域に信頼される特色ある学校づくりを進めていくことができます。

● 「総合的な学習の時間」などへの支援

新学習指導要領においては、体験的な学習や問題解決的な学習を重視しており、特に「総合的な学習の時間」では、各学校の創意工夫により、地域の人々や学習環境を積極的に活用するなど、家庭や地域の方々の協力がより必要となります。



● 子どもたちの地域ぐるみの育成

社会生活のルールなどを確かに身に付けさせ、正義感や倫理観、思いやりなどの豊かな人間性をはくくむため、青少年非行の防止など、地域全体として子どもをはくくむことがより可能となります。



● 地域の行事や福祉施設等との連携

学校行事と地域行事との合同開催による子どもたちと地域との交流、老人ホームなどの地域の施設との連携協力によるボランティア活動など、学校と地域とがより連携を深めやすくなります。



学校評議員 Q & A



- Q** 学校評議員はどうやって設けられるのですか。
- A** 学校の管理運営の責任者である教育委員会が設置するかどうかを決めます。このほか、学校評議員の人数や任期など、具体的な内容についても、教育委員会が決めます。
- Q** 学校評議員は何をするのですか。
- A** 学校評議員は、一人一人がそれぞれ、校長の求めに応じて、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方など、校長の行う学校運営について意見を述べます。(学校評議員が一堂に会して意見を述べる場合もあります。)
- Q** 学校評議員の意見はどのように取り扱われるのですか。
- A** 学校評議員の意見を参考にして、校長が学校運営を行い、開かれた学校づくりをさらに進めていきます。
- Q** 学校評議員にはどんな人がなるのですか。また、誰が決めるのですか。
- A** できる限り幅広い分野から意見を聞くよう、保護者や地域住民などのうちから、学校評議員にふさわしい方を校長が推薦し、教育委員会が委嘱します。

【私立学校の場合は、学校法人が学校評議員の設置の決定や、その委嘱を行います。】



ホームページもご覧ください。 <http://www.monbu.go.jp/news/00000405/>

お問い合わせ先

文部省教育助成局地方課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-3581-4211 (代表)

このパンフレットは、その他の出版物(営利目的のものは除く)に転用可能です。
この印刷物は再生紙を使用しています。

資料6

学校評価の視点

広島大学大学院教育学研究科
助教授 林 孝

【学校評価に対する期待】

中央教育審議会は、その答申「今後の地方教育行政の在り方について(平成10年9月)」において、「学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要」との観点から、「学校の教育目標とそれに基づく具体的教育計画、またその実施状況についての自己評価を、それぞれ、保護者や地域住民に説明することが必要である」と提言した。その具体的改善方策として、教育目標や教育計画等の年度当初における説明とともに、その達成状況等に関する自己評価の実施と説明などに努めることを指摘している。

また、平成13年4月に内閣府に設置された総合規制改革会議は同年12月に第1次答申を提出した。その中で「各学校が特色ある学校づくりを目指し、様々な工夫を凝らしていくことは初等中等教育においても望ましい姿であるが、そこにはサービス供給主体による説明責任(アカウンタビリティ)の徹底と、保護者や地域住民が学校運営に参画しやすい仕組みが存在しなければ、持続した改善への取組とはなりにくい」と指摘し、各学校における自己点検評価制度の推進を提言した。すなわち、「学校が自らの提供する教育サービスの質的向上に向けた取組を行っていくためには、適切な教育目標の設定とその実現について自己点検を行っていくこと」の必要性を指摘し、「目標設定とその実現を図るという自己点検評価の仕組みを取り入れること」を強調したのである。

【学校評価の目的と意義】

そのような学校評価に対する期待からみて、学校評価は、まずもって、学校の自主性・自律性の確立を担保する条件として学校の説明責任を果たす手段であると位置づけられる。すなわち、学校の教育目標を進化(深化)させ、その具体的な展開を保証する教育課程の編成を行って、「わが校」として、学校の経営責任の明確化を図ることを目的の一つとしている。この目的の達成を通じて、学校はその存在価値を明らかにすることが可能となり、学校の教育活動に対する社会的認知を確保する。その点にまず、学校評価のもつ意義を指摘できる。

また、学校評価は、計画(Plan)―実施(Do)―評価(See)のマネジメントサイクルの視点に立つ。すなわち、評価(S)によって明らかにされた「わが校」の成果や課題が、常に次のプロセスである計画(P)に反映され、「わが校」の課題解決や改善のための活動が遂行される(実施(D))という認識が重要である。そのような学校改善を図ることに学校評価の目的を見ることができる。これまでマネジメントサイクルにおける評価(S)の役割が曖昧であ

ったと言わざるを得ない。学校改善における基点として、評価を明確に位置づけ、学校の全教職員をあげてその意義を共有していくことが大切である。その意味では、計画(P)―実施(D)―評価(S)のマネジメントサイクルは、計画(Plan)―実施(Do)―評価(Check)―改善(Action)のマネジメントサイクルとして意識化されなければならない。そのような視点に立つと、教職員・保護者・住民等の学校関係者間のコミュニケーション手段を確立し、目指す教育目標の達成に忌憚りの無い意見の交流を活発にして、学校改善に有用な意味情報の交流を図ることが重要である。学校評価を通じて得られた自校の教育活動についての評価結果と改善方策は、そのようなコミュニケーション手段を活発化するための重要な情報である。その点においても学校評価の意義を指摘できる。

また、評価(C)―改善(A)を通じて、学校評価は学校の提供する教育活動の質的向上を図ることを目的としているとも言える。新学習指導要領に基づく教育課程の本格実施の今年度、特に、「総合的な学習の時間」の位置づけは重要であり、その取り組みを評価(C)―改善(A)し、次年度の計画(P)―実施(D)のプロセスに反映して、教育活動の質的向上に繋ぐことが重要である。そのためにも、「総合的な学習の時間」の指導計画や指導方法、教材や学習活動、さらには実施時期や指導態勢のあり方などについて、開かれた学校・特色ある学校づくりの視点から学校評価が行われなければならない。

ところで、学校改善や教育活動の質的向上にあたって必要とされる情報は、学校行事などイベントについて知らせるインフォメーションとは異なる情報であり、インテリジェンスとしての情報である。したがって、学校評価の情報は、「わが校」の教育目標の達成にどのような校内組織を作るか、どのように役割分担して運営しているかといった学校の目指す教育目標の達成に必要な情報とともに、学校の透明性を確保する上に機能する。学校評価によって獲得されるインテリジェンス情報を通じて、学校関係者間のコミュニケーションが活発に図られ、学校の存在価値・社会的認知を確保していくこととなる。その意味で、まさに「組織の存続」を図る行為として、学校評価の存在意義を指摘できる。

【学校評価のための条件】

一般的に評価の機能をめぐって、①各学校や各学年等の教育目標を実現するための教育実践に役立つこと、②「生きる力」の育成に、児童一人ひとりのよさや可能性を積極的に評価し、豊かな自己実現に役立つようにすることといった意義は了解されていると考えられる。さらに学校評価の視点を踏まえるならば、学校や教職員が指導計画や指導方法、教材、学習活動等を振り返り、よりよい指導に役立つようにすることへの意識化が必要である。すなわち、評価とは、児童のための評価であると同時に、学校や教職員が進める教育活動自体の評価でもあると捉える視点が、学校評価のための前提条件とされる。

先に見た学校評価のもつ意義を確かなものとしていくためには、学校に「学び」を重視する組織文化を確立し、教職員間に成長的・革新的な組織風土を醸成していくことが不可

欠である。学校評価の取り組みを図式的に示せば、学校のもつ問題点を見出し、問題構造を解明し、その解決・改善を図るといったプロセスからなる。したがって、自らの守備範囲で日々の実践をこなせば良いといった組織文化に支配された学校や、問題を問題と捉えられない教職員集団で構成された学校、あるいは、認識された問題を学校組織の課題としてコミュニケーション過程に上げることのできない硬直した組織風土に覆われた学校では、学校評価は機能しないのである。

それゆえ、学校内外から新しいものを取り入れ有効に活用して、学校の教育活動を高めたいこうとする成長的な雰囲気、「学び」重視の文化を教職員間に生成することが必要とされる。「総合的な学習の時間」の展開にあたって、教職員それぞれの持ち味(専門性)が生かされ、その取り組みの過程や成果をめぐって自由闊達に論議できることが必要なのである。そして、教職員一人ひとりが、学校としての明確な教育方針のもとに組織的一体的な教育活動を展開する担い手として、学校の組織的な取り組みを代表する存在であることが必要である。それを体現していくためには、学校内部を開き、学校内外の情報を共有して、学校管理職のリーダーシップのもと教職員が一丸となって教育活動に取り組むことが必要とされるのである。

学校評価を進めるために

東広島市教育委員会 学校教育部 指導課

1 なぜ、今、学校評価なのか—その背景とねらい—

学校評価が文部科学省関連の審議会等で言及されたのは、平成10年に出された中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」からである。それは、その答申の中で学校の自主性・自律性が強調されたことによる。その考え方が、平成12年12月4日に出された教育課程審議会の答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の在り方について」で、より具体的に示されたことで、クローズアップされるようになってきた。ただし、答申の中心は、児童生徒の学習評価の在り方に関わることであり、学校評価については、次のような記述が関連している。

教育課程審議会の答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の在り方について」(概要)

平成12年12月4日

第2節 これからの評価の基本的な考え方

- (3) また、学校の教育活動は、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら展開するものであり、指導と評価の一体化を図るとともに、評価方法の工夫改善を図ること、学校全体の評価の取組を進めることが重要。

第3節 教育課程の実施状況等から見た学校の自己点検・自己評価の推進

- (1) 各学校が、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、学校の教育課程等について絶えず見直しを行い改善を図ることは、学校の責務。
- (2) 教育課程の実施状況、指導方法・指導体制、児童生徒の学習状況等、各学校が行う自己点検・自己評価の具体的な項目、方法等は、各学校や設置者が地域や学校の実態に応じて適切に工夫することが必要。実施に当たっては、保護者や地域の人々に結果を説明したり、意見を聞きながら進めることが大切。
- (3) 各学校における自己点検・自己評価が適切に行われるよう、教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価の内容、方法、公表の在り方等について関係機関において研究開発することが必要。

学校評価が求められる背景には、教育改革の流れの中で学校裁量権限の拡大が図られていることがある。総合的な学習の時間の学習内容や時間割の弾力的な編成に代表される教育課程の編成の枠組みも、各学校の創意工夫に任せられる部分が多くなる。その分、学校による自己点検・自己評価が求められるのである。

また、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりの推進についても、同様のことがいえるし、さらに、平成12年度から各学校に学校評議員を設置することができるようになったことも、学校評価と関わっている。そういう意味では、学校評価の重視は時代と社会の要請ともいえる。

さらに、平成12年9月から1年間かけて、東広島市の学校運営の改革方向を論議してきた「21世紀の東広島市学校運営改革検討委員会」も、平成13年9月の最終報告で、次のように述べている。

第3部会「特色ある学校づくりを進めるシステム作り」—(1) 学校評価システム

学校という組織は、これまでとくに外部から具体的な評価をされることが少なかった組織である。しかし、第2章でも触れたように開かれた学校づくりは、学校教育活動の公開と共に外部からの一定の評価を求めるものでもある。学校の特色もまたそのことへの評価活動を抜きにして語ることはできない。最近、「学校評価」が様々な観点から脚光を浴びていることは、こうした教育改革の流れからして当然のことであろう。

とくに、特色ある学校づくりの具体的な取り組みには一定の評価が不可欠であり、その評価が客観的かつ適正に実施されることによって、学校の特色を実質的な成果として外部にもPRすることもできるのである。これまで学校において一定の評価活動は行われてきてはいるが、それは一部の校長の先見性やリーダーシップによるものであり、今後は、教育委員会を中心にその評価システムが組織的に検討される必要がある。さらに、学校(校長)裁量権限の拡大には、権限に見合う責任が伴うことを十分に自覚する必要もある。権限の拡大は責任分野の拡大なのである。

具体的には、次のような事項を提言する。

- [3] 特色ある学校づくりの着実な推進のため、各学校が次のような学校評価を工夫するとともに、教育委員会では学校評価の客観性を高めるためのシステム化を検討すること。
- ① 学校教育目標や重点的な課題についての教職員による自己評価を定期的に行うこと
 - ② 教職員以外による評価も含め、望ましい評価内容や評価組織のあり方について検討すること。
 - ③ 一般に分かりやすい評価とするため、数値化などのシステムについて検討すること。

2 学校評価のねらい

(1) 教育活動の効果を確認、課題の明確化と教育課程の改善

—評価活動に基づく計画的な教育活動—

第1に、学校評価を行うことは、自校の教育活動の効果を確認するためのものであるといつてよい。ここでいう効果とは、児童生徒の姿に結実しているというレベルのものであり、単純に習熟度別学習やチームティーチングが実施できたというような教育活動そのものができたかどうかだけを確かめるものではない。学校教育目標に照らしてどのような手段や方法が試みられ、その結果として、児童生徒にどのような効果が現れたかを判定しようとするものである。

当然、そのことは課題を明確化することであるとともに、自校の教育課程そのものへの評価につながる。「何ができて、何ができなかったか」ということだけではなく、学校教育目標に基づいて「このことを行ったが、この点では効果があったけれども、この点では課題がある(あるいは効果が確認できない)」ということを明らかにしようとするものである。

この点をまず明確に意識していないと、毎年同じような評価内容に終始し、学校評価が形骸化するおそれがある。

(2) 学校経営の活性化

一組織体としての教職員集団づくり

学校評価のねらいの2つめは、学校経営の活性化である。ここでいう活性化とは、学校を経営する校長の理念や方針が、より多くの教職員に理解され、共通目標化されるという意味である。校長は学校を経営するリーダーであるが、学校の教育活動のほとんどは校長や教頭以外の教職員によって実践されるものであるから、一人一人の教職員に校長の理念や方針が徹底していなければならない。しかし、自分が担当する学級や学年、教科や分掌など、狭い範囲でしか自分の役割を意識していない教職員が多ければ、学校経営は活性化できない。

学区制を基本とし、通学する児童生徒が固定する公立学校は、企業のように全体で追求する目標をもちにくいし、私立学校のような危機感も薄い。各教職員が、自分の仕事だけこなし、自分の責任範囲を狭く限定していても困ることはない。しかし、学区制の弾力化・自由化が推進される中では、自校の教育活動を評価し、組織としての到達点や課題を把握する学校評価がおのずと求められてくる。学校経営の活性化は、個人の学級や教科だけに目が向きがちな教職員の意識を変えていくことである。

(3) 特色ある学校づくりと開かれた学校づくりの推進

一教育活動の評価を地域・家庭と共有一

最後は、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりの推進である。

この「特色」と「開かれた」という言葉は、平成14年度から完全実施されている現行学習指導要領を踏まえた教育改革のメインテーマになっている。このとき大切なのは、この二つのテーマがどのように推進されているかということの検証が、学校内部だけの評価では不十分にしかできないということである。特色とは、他校との教育活動の比較という意味で相対的なものであると同時に、何を特色とするかについて妥当性のある根拠と一定の認知を必要とするものである。また、その学校が開かれているかどうかは、学校外からの評価なくして判定できないものである。

つまり、この二つのメインテーマは、家庭・地域からの評価を踏まえながらでなければ推進できないものといえる。そのためにも、その学校がめざす姿や教育活動の重点について、内部の自己評価と外部からの評価とのすりあわせによる客観的な分析と、その結果の公表がなされなければならない。

学校評価のねらいについて、以上の3点を提示したが、中心となるキーワードは、学校における組織マネジメントの確立と顧客満足（カスタマー・サティスファクション）にほかならない。その意味では、一見、学校評価は企業経営の手法に似ているようにも考えられる。しかし、企業と決定的に異なる点は、児童生徒と保護者（企業でいう顧客）に、学校選択や教師選択が完全には保障できないということである。いくらその学校や教師が不満であっても、児童生徒や保護者は現状ではそれを変える事はできないのである。このことを十分に踏まえ、学校評価に取り組むことが肝要である。

3 学校評価の種類とポイント

すでに述べたように、学校評価は、学校の自己評価と外部評価とに分かれる。

(1) 自己評価と外部評価

自己評価とは、自己点検・自己評価と同義である。自己点検・自己評価という概念は、どんな組織や個人にも必要不可欠なものである。自己の取組を振り返り、反省しようとする活動は、実際には市内の各学校においてもなんらかの形で実施されているが、それらすべてが本来の自己点検・自己評価と呼べるかという、やや心もとない。なぜなら、どのような項目について、どのような観点や規準から自己点検・自己評価を行うのかということの検討が十分ではない面があるからである。

学校の教育活動は、学級単位、学年単位、学校単位あるいはその他の単位となる集団ごとに、さまざまな形で展開されている。それらすべてを個別に評価していくのではなく、体系的に整理し、関連を明確にした自己点検・自己評価を行うことが必要である。

東京都教育委員会は、平成7年に学校評価基準をまとめているが、それを参考に、自己評価は、別表のように「教育課程評価」と「教育諸条件評価」とに分けて次のように構成してみた。

	A層	B層（評価項目）	C層（評価単位）
自己評価	教育課程評価	教育計画	教育目標・教育課程・道徳教育・体育
		各教科	指導計画・指導・評価
		特別活動	指導計画・指導・評価
		生徒指導	全体計画・指導組織・指導・評価
		進路指導	全体計画・指導組織・指導・評価
		健康・安全指導	全体計画・指導組織・指導・評価
	教育諸条件評価	経営組織	経営方針の達成・校務分掌・学年経営・学級経営・各種委員会
		研究・研修	計画・実施・成果の活用
		情報	情報提供と公開・情報収集管理活用
		連携	家庭・地域組織との連携
		施設・設備	校舎と施設の管理活用・教材と用具の管理活用
	出納・経理	予算編成と執行	
外部評価	教育活動評価	学校運営	教育計画・情報連携・施設設備・生涯学習
		教科指導	指導状況と子どもの実態
		特別活動	学級活動・児童生徒会活動・クラブ活動・学校行事
		生徒指導	指導状況と子どもの実態
		進路指導	指導状況と子どもの実態
	健康・安全指導	指導状況と子どもの実態	

C層の評価単位を実際に評価するとなるとなかなか煩雑にもなる。学校評価の導入期としては、A層またはB層の一部程度の範囲での実施が適当と思われる。

教育課程評価は、文字通り学校が行う教育活動全般を評価対象とするものであり、教育目標や教育計画、教科の指導計画や授業、特別活動・道徳・総合的な学習の時間などすべてが含まれる。また、教育諸条件評価とは、組織管理体制や推進体制から施設・設備面などを対象とするものである。学校が行う自己評価は、この両面で実施されなければならない。

外部評価には、自己評価ほどの項目数はない。自己評価は、その学校の教職員によって行われるものであるが、外部評価の評価者は児童生徒や保護者、地域の人々など、その学校の教職員以外の人々であるから、自己評価のように詳細な項目を設定するには限界がある。また、外部評価では、評価者それぞれの評価基準が異なり、中には、一面的であったり、先入観や誤解、風評といったものの影響も受けたりする恐れがあることも否定できない。

しかし、それでも今、外部評価が重視されるのは、自己評価だけでは、その結果の妥当性や客観性が十分とはいえないからである。教職員による自己評価結果と教職員以外の人々による外部評価結果とのずれが見つければ、そこに内部、外部両面での評価を実施した意義が生まれてくるのである。

(2) 評価結果の説明

学校評価は学校の説明責任を果たすための大きな意義をもっている。とくに外部評価では、評価を依頼した以上、学校外に結果を公表し、説明する責任が生じる。そこでは自己評価との一致点や相違点を加えるとともに、改善のための方向を加えるなどの工夫も求められる。自己評価については、その項目をすべて公開し説明することが前提ではないが、外部評価と関係する項目については積極的に公開すべきである。また、学校評議員に対して自己評価結果を提示することも必要である。

(3) 学校評価の実施時期

学校評価を行う時期をいつにするかは、評価内容に沿って検討しなければならない。学校は毎年児童生徒が入り替わるところである。児童生徒の実態も年度始めと年度末とは大きく異なるのが当然である。その年度の取組の達成状況を明らかにするのであれば、1学期と3学期に評価を実施しなければならない。また、学校の教育目標や方針は年度ごとに大きく変わる性格のものではないから、その結果を前年と比較することも可能である。

しかし、年度内評価にこだわりすぎると、評価の実施と分析の回数が増し、評価のための評価となる側面もあることに留意しなければならない。そこで、自己評価と外部評価とのつき合わせる時期も考慮して、評価時期を毎年一定の時期に固定する方法もある。たとえば、学校の特色や学校からの情報の伝達あるいは施設整備や組織体制などについては、この方法が適しているといえる。

4 学校評価定着とシステム化のために

学校評価は、自己評価も外部評価も実施すること自体は困難なことではない。しかし、そのことが十分に意味をもち学校の教育活動の発展につながるためには、学校評価を定着させるシステムが必要である。評価システムは短期間には完成しないが、学校評価導入期には、当面次のような点に留意したい。

(1) 学校が評価になれ、評価結果を討議すること。

外部評価はともかくとして、ほとんどの学校では、すでにこれまでも何らかの形で自己評価は実施されてきたはずである。しかし、それらの活動を自己評価活動として、あるいは自己点検活動としてはあまり自覚されていないのが現状であろう。

内部、外部を問わず、教職員にとっては評価されるのは、自分達の仕事内容である。緊張感や身構えることがあるのは当然である。したがって、まずは、教育課程や教育条件について大まかな自己評価を実施し、その結果について討議することから始めるべきであろう。初めに述べたように、特に教師は自分だけの評価観をもち、自分自身の中で評価を行っている存在である。組織としての評価結果は、共通意識の醸成にも役立つと思われる。外部評価結果との比較検討もできれば、さらに学校評価の有用性は自覚されると思われる。

(2) 評価者による違いが見えるようにすること

同じ教職員であっても、学校の教育活動をみている視点は全く同じではない。校長や教頭のようにつねに全体を見るとともに、外部との接触の多い立場と、子ども中心の仕事をしている教員とでは違いがあるはずである。また、学級を担任する教員と専科教員や養護教諭、事務職員との間でもずれがあるはずである。

同じ評価項目と評価基準であっても、評価者によって評価に違いがあることを前提とし、その結果を分析することが、学校評価の意義を確認することにつながる。

(3) 組織としての評価活動—評価委員会—

学校評価を実施する場合、評価項目・評価基準あるいは実施方法の検討から、集計結果の分析と資料作りの作業は欠かすことができない。校内に担当者を置くことも大切であるが、一人の担当者では無理がある。また、評価基準や選択肢に妥当性を欠くことも懸念される。

そこで、組織的に取り組むことができるよう「学校評価委員会」を設置することが望まれる。学校評価委員会では、年間を通じての評価計画の作成や重点とする評価項目の設定から、用紙作成や分析などの評価実施事務まで担当する。校長、教頭、教務主任、研究主任、各学年主任などがメンバーとなることが想定されるが、学校規模によっては既存の委員会が兼ねることも考えられる。

(4) 年間評価サイクルの確立

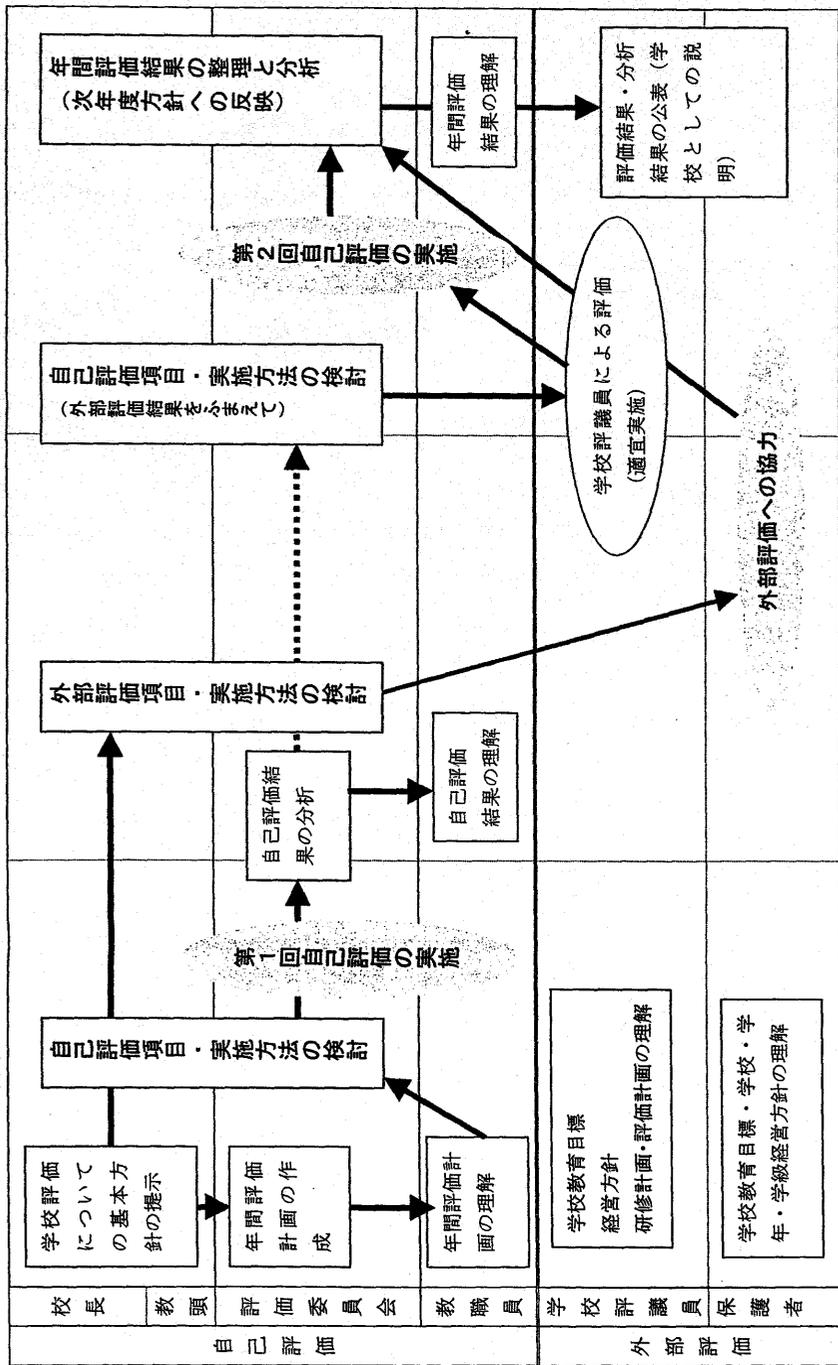
評価は実践に生かされてこそ意味があることは当然である。しかし、学校の様々な教育活動の中に埋没しないよう、年間を通じて①評価の計画②評価の実施③評価結果の分析をサイクルとして位置づける必要がある。次ページの表は大まかな流れとして作成したものであるが、各学校の実態や校種に応じたサイクルを検討したい。

学校評価の流れ（自己評価を2回、外部評価を2回実施したモデル）

3学期

2学期

1学期



(5) 自己評価が検討の中心

外部評価の実施と結果は、教職員にとって強い関心と影響があると考えられる。しかし、外部評価には、前述したように一面的であったり断片的であったりする特性があり、その結果を全面にわたって安易に肯定することは、混乱を招くことにつながりかねない。また、外部評価には、その学校の主体的・重点的な取組みの成果が反映されにくいという面もあるし、評価結果が短期的に向上するという事もまれである。

これに対し、自己評価は当事者による評価であり、もっとも妥当性のある評価ともいえる。したがって、自己評価と外部評価の総合の仕方について、そのバランスを十分検討しつつも、自己評価を主として位置づける必要がある。

5 学校評価で現状の改善を

学校評価にとって、もっとも重要なことは学校評価の結果が学校運営や教育活動にどのように反映されたかということである。とくに外部評価を定期的実施する場合、評価結果を公表し学校としての説明を行うが、課題の改善状況が外部の評価者に見えなければ、その評価者は学校評価への意欲や関心を低下させてしまうであろう。

学校評価によって、現状を改善する視点として、東京都根岸小学校長の小島宏氏は学校評価の目的として、次の4点をあげている。

- 1 継続すること—成果が上がっていることやよい点を見つけ、次の年も継続していくようにする。
- 2 改善すること—うまく行っていないことの原因を見つめ、どのように克服するかを提案を行う。
- 3 廃止すること—予想に反して成果が上がらない場合、思い切って廃止する。
- 4 新規導入すること—成果を継続するとともに新しいことを導入して、新しい求めに応じていく。

もちろん、こうした現状の改善の主体となるのは学校であるから、評価の結果、以上のような具体的な改善が実施されれば、教職員にとっても学校評価の有用さを実感させることができる。

6 市内における外部評価の事例

平成13年度の東広島市の学校評価実施状況についての調査結果によれば、自己評価を行っている学校が約8割、外部評価を行っている学校が約4割となっている。

ここでは、外部評価の事例として、平成13年度小学校校長会管理運営部会の取組と東広島市立寺西小学校の取組を紹介する。

(1) 同一項目で自己評価と外部評価を実施した事例

平成13年度に東広島市小学校校長会の管理運営部会が実施したもので、次の頁に掲げるものが評価用紙である。同じ用紙を活用して、教職員による自己評価も実施している。

モデル的に7小学校で、平成13年度2学期末の個人懇談会の場を活用して、アンケートの形で実施された。個人懇談会の場を利用したのは、懇談前後の時間を使って記入時間が確保されて回収率が高まること、また、学校に対する関心の高まる時期の実施がアンケート回答の妥当性を高めるという理由による。

アンケートの内容は、保護者の負担にならないよう20項目に絞られ、表現もできるだけ平易で分かりやすくなるよう記述され、各項目の判定がしやすいように、評価項目の表現も明確になるよう配慮されている。

また、学校全体への評価とともに、自分の子どもについての評価項目を設定している。これは、アンケートへの関心を高めるためであるとともに、保護者や家庭の役割を考える契機となることを願ってのものであろう。さらに、末尾には、自由記述欄を設けて、保護者の率直な思いや学校教育活動への感想も把握できるよう工夫されている。

7校の平均データは28頁に載せているが、評価の傾向としては、教職員には各学校とも大きな違いはないが、保護者の回答ではやや学校によって違いが見られる（とくに「C」を選択する保護者の割合など）。また、全体的に、教職員も保護者も肯定的な判定を下しているようである。ただ、項目12「本校は、いじめや不登校に対して、学校として責任を持って取り組んでいる」については、「わからない」とする保護者が際立って多い。解答欄に、Eの選択肢として「わからない」加えてたのは、保護者が十分判断できない場合に配慮したものである。すべての評価項目が保護者にとって明確に判断できるとは限らない。判断を留保する選択肢を用意することが、評価結果の信頼性を高める場合もある。

保護者アンケート

東広島市立 小学校

本校の運営や教育活動の状態及びわが子の様子を次により判定し、該当するものに○をしてください。

A：十分に満足できる B：おおむね満足できる C：努力を要する
D：特に努力を要する E：判定できない（よくわからないので）

わが子は () 学年 男・女

(1)本校の教育方針は、保護者や地域の方に理解されている。	A・B・C・D・E
(2)本校の児童は明るく元気なあいさつなど、基本的な生活習慣が身についている。	A・B・C・D・E
(3)本校は、校長を中心にして円滑に運営されている。	A・B・C・D・E
(4)本校の子ども達は、生き生きとした学習態度が身に付いている。	A・B・C・D・E
(5)本校は、地域に開かれた学校づくりに向けて、具体的な教育活動や取り組みを行っている。	A・B・C・D・E
(6)本校は、子ども達の健康・安全面に十分配慮している。	A・B・C・D・E
(7)本校は、子ども達の学力をつけている	A・B・C・D・E
(8)本校は、子どもに分かりやすい授業を行っている。	A・B・C・D・E
(9)本校は、家庭や地域の声を学校運営に生かそうと努力している。	A・B・C・D・E
(10)本校は、子どもの状況について、家庭と連携している。	A・B・C・D・E
(11)本校は、地域にとって身近な存在であると感じられる雰囲気を持っている。	A・B・C・D・E
(12)本校は、いじめや不登校等に対して、学校として責任を持って取り組んでいる。	A・B・C・D・E
(13)本校の教職員は、接客、言葉遣い、服装などがよい。	A・B・C・D・E
(14)本校の教職員は、子ども、保護者、地域住民に誠意をもって接し信頼を得ている。	A・B・C・D・E
(15)本校の教職員は、校区での行事や活動などに積極的に参加している。	A・B・C・D・E
(16)本校は、教育活動に地域の人材や地域の施設を積極的に活用している。	A・B・C・D・E
(17)わが子を見て	
① 子どもは、明るく楽しい学校生活を送っている。	A・B・C・D・E
② 子どもに、思いやりの心や優しい心が育っている。	A・B・C・D・E
③ 子どもに、自ら考え、実行する力が育っている。	A・B・C・D・E
④ 健康で、体力のある子どもに育っている。	A・B・C・D・E
⑤ 子どもは、地域の行事や活動などに積極的に参加している。	A・B・C・D・E

※ 本校は、今後一層開かれた学校づくり及び信頼される学校づくりをめざします。ご意見、ご感想等をお願いします。

○7校の平均値

(パーセントを単純平均したもの的人数を考慮した正確な平均値ではない)

		教職員					保護者				
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
1	本校の教育方針は、保護者や地域の方に理解されている。	6	61	27	2	3	24	59	10	1	7
2	本校の児童は明るく元気なあいさつなど、基本的な生活習慣が身に付いている。	5	57	35	3	0	21	56	19	2	2
3	本校は、校長を中心にして円滑に運営されている。	18	56	21	1	3	28	51	8	2	12
4	本校の子ども達は生き生きとした学習態度が身に付いている。	5	61	33	0	1	25	62	8	0	4
5	本校は、地域に開かれた学校づくりに向けて、具体的な教育活動や取り組みを行っている。	21	57	18	2	3	34	51	8	1	6
6	本校は、子ども達の健康・安全面に十分配慮している。	13	72	15	0	0	26	60	8	2	3
7	本校は、子ども達に学力をつけている。	3	50	41	1	5	16	57	17	2	8
8	本校は、子どもに分かりやすい授業を行っている。	6	62	22	2	9	24	59	10	1	7
9	本校は、家庭や地域の声を学校運営に生かそうと努力している。	14	70	13	0	3	26	53	12	2	7
10	本校は、子どもの状況について、家庭と連携している。	18	74	8	0	0	24	56	14	1	5
11	本校は、地域にとって身近な存在であると感じられる雰囲気を持っている。	22	70	6	0	2	31	51	13	0	5
12	本校は、いじめや不登校等に対して、学校として責任を持って取り組んでいる。	23	62	13	0	4	16	45	12	1	26
13	本校の教職員は、接客、言葉遣い、服装などがよい。	8	68	17	4	3	30	57	7	1	5
14	本校の教職員は、子ども、保護者、地域住民に誠意を持って接し信頼を得ている。	15	68	13	0	4	29	55	8	0	8
15	本校の教職員は、校区での行事や活動などに積極的に参加している。	17	58	18	2	5	30	49	7	1	14
16	本校は、教育活動に地域の人材や地域の施設を積極的に活用している。	30	63	7	0	0	31	50	10	0	9
17-1	子どもは、明るく楽しい学校生活を送っている。						49	46	4	0	0
17-2	子どもに、思いやりのある心や優しい心が育っている。						30	56	10	0	1
17-3	子どもに、自ら考え、実行する力が育っている。						20	50	28	1	1
17-4	健康で、体力のある子どもに育っている。						39	51	8	1	1
17-5	子どもは、地域の行事や活動などに積極的に参加している。						28	52	18	1	1

(2) 年間を通じて外部評価を実施した事例

平成13年度の東広島市立寺西小学校が実施した外部評価事例である。学期ごと3回実施したのが特色である。

評価項目は、

- ①「学校の教育方針が分かりやすく伝わってくる」
 - ②「学校だけで学校の様子や子どもの課題が伝わってくる」
 - ③「授業の中で子どもたちに確かな力をつけようとしている」
 - ④「一人一人の子どもに確かな力が育っている」
 - ⑤「一人一人の子どもが大切にされた学校になっている」
 - ⑥「学校は、地域や保護者の協力を生かして教育活動を行っている」
 - ⑦「家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携協力している」
- の7項目に限定され、短時間で回答できるようになっている。

次ページの結果を見ると、どの項目においても1学期と3学期とは相当程度、評価が向上している。全体として、非常に高い評価といえることができる。教職員の励みや自覚にもつながる結果であり、年間の複数評価という手法も、研究発表会など重点的な取組を実施した年としては適切といえる。しかし、評価回数が増えることによるマンネリ傾向も予想されることから、外部評価については、同じ評価内容や時期、方法を毎年繰り返すことについては工夫が求められよう。

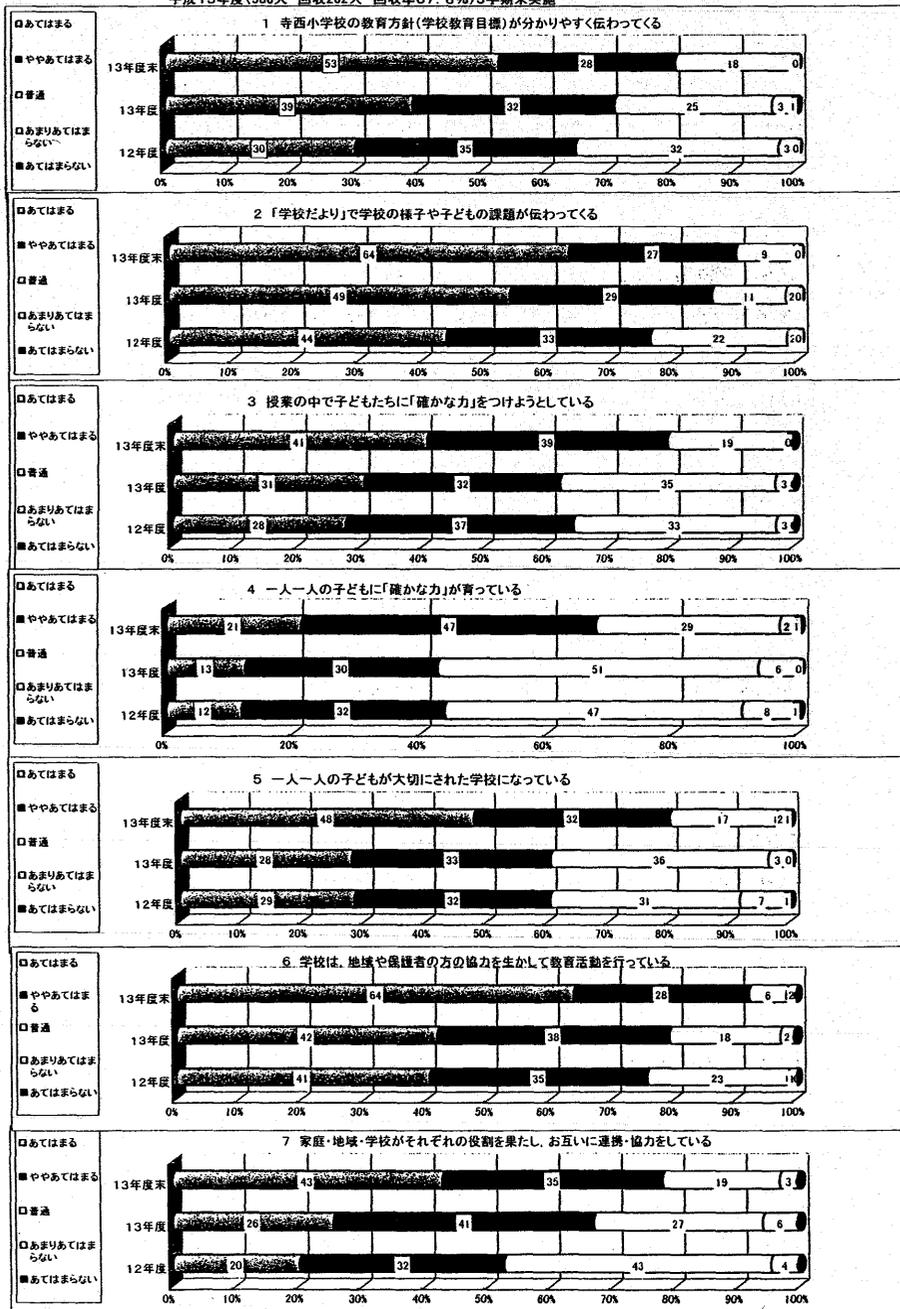
この集計結果は、学校だけを通じて保護者に公表され、そのことについての感想や意見も多数寄せられている。外部評価の実施に対し、個人として回答したことの結果が全体としてどのようになっているのかを公表することは、学校の大切な責務である。また、回答者の判断と大きなずれがある場合は、なんらかの意見が寄せられることが多いと思われる。そのことも、たとえば次のような意見も寄せられているように、評価項目や内容を見直すヒントにもすることが大切である。

- ・ 3と5の項目は、クラスによっても違ってくるので、「ふつう」としました。
- ・ 1と2につきましては、文章ではなかなか理解できません。また、評価の一視点として、他校との比較も必要と思います。

※参考文献

- ・ 平成13年度東広島市立寺西小学校研究紀要
- ・ 平成13年度東広島市小学校校長会研究紀要
- ・ 「学校の評価活動」佐野金吾編集（教育開発研究所）

「学校評価」アンケート集計平成12年度(380人 回収277人 回収率73%)3学期末実施
 平成13年度(382人 回収234人 回収率61%)2学期始め実施
 平成13年度(386人 回収262人 回収率68%)3学期末実施



※ 教育開発研究所「学校の評価活動」から転載

◆教職員に開かれた学校評価活動—学校全体で進める学校評価チェックリスト

<教育目標具現化>

- ① 自校の教育目標が全教職員に意識化されているか。
- ② 教育目標を基に自校の「目指す学校像」が全教職員のものになっているか。
- ③ 教育目標を基に自校の「目指す生徒像」が全教職員のものになっているか。

<年間指導計画(各教科、選択教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間)>

- ④ 指導目標は適切であったか。
- ⑤ 指導計画は適切であったか。
- ⑥ 授業時数は確保できたか。
- ⑦ 評価は適切であったか。

<指導方法・指導体制>

- ⑧ 個に応じた指導方法を取り入れているか。
- ⑨ 体験的・問題解決的な学習を取り入れているか。

<各校務分掌>

- ⑩ 適切な役割分担と、組織的な活動ができたか。

<校内研修体制>

- ⑪ 適切な研修テーマが設定できたか。
- ⑫ 組織的な研修体制ができているか。

<学校評価の時期>

- ⑬ 時期に応じた計画的な学校評価の体制ができているか。
- ⑭ 各教科において週案などの活用が図られているか。

<学校改善プログラム>

- ⑮ 学校改善計画に基づいた重要項目が入っているか。

